

2018年8月2日 全11頁

高齢社会における金融とその対応

認知能力の低下に対する金融ジェロントロジー

金融調査部 研究員 森 駿介

[要約]

- 高齢化の進展や高齢者が直面しうる金融上のリスクが意識されていることを受け、高齢社会で求められる金融商品や金融サービスへの関心が高まっている。認知科学や老年学と金融研究とを組み合わせた研究領域である「金融ジェロントロジー」も高齢社会における金融を語る上での一つのキーワードとなっている。
- 認知症や「認知症の一步手前」の状態である軽度認知障害（MCI）の高齢者に占める有病率はそれぞれ 15%前後であり、今後も上昇するという推計もある。また、これらの疾患が高齢者自身の金融行動や経済社会に与える影響は小さくない。
- 国内外で、認知症の顧客に配慮した金融サービスや金融詐欺防止のためのテクノロジーの利活用、高齢者のニーズをとらえた信託、終身年金保険、投資信託、ラップ口座などを提供する事例が見られる。
- 認知症になってからでは、資産管理において取りうる選択肢が少ない。金融機関としては高齢者が認知症に至る前に資産管理計画を策定することを促しつつ、それぞれの地域の高齢者のニーズに合わせた金融商品・金融サービスの提供をすることが望ましいと思われる。

1. 関心が高まる「高齢社会における金融のあり方」

世界に先駆けて日本では高齢化が進展している。65歳以上の高齢者の人口比率は2018年初の時点で約28%であり、今後も上昇が見込まれる。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、これからは高齢者の中でも75歳以上の人口比率が上昇し、現在の14%程度から、2040年には20%超まで上昇すると見込まれている。

金融に関して、高齢者が直面しうるリスクはいくつかある。例えば、平均寿命も伸長する中で、資産が枯渇してしまう「長生きリスク」や物価上昇により資産が目減りしてしまう「インフレリスク」などが考えられよう。加えて、認知症有病率が高まる中で、認知能力の低下が金融行動に負の影響を及ぼすような「認知能力の低下リスク」も近年注目されている。高齢化が進む中で、これらのリスクを回避するための金融商品や金融サービスへの関心が高まっている。

高齢社会における金融のあり方について政府も検討を進めている。2017年11月に金融庁が公表した「平成29事務年度 金融行政方針」や2018年2月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」には、高齢者による資産の運用や取り崩しなどの資産の管理、認知能力の低下等を踏まえた高齢投資家の保護など、退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討を進める方針が示されている。さらに、2018年7月には「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）が金融庁から公表された。ここでは、退職世代等を取り巻く環境や退職世代等が抱える課題等について分析した上で、住宅資産の活用や金融商品などの特性の「見える化」のための環境整備、成年後見人による資産管理の新たな仕組みの導入の必要性など、金融サービスのあり方を検討する上での論点整理がなされた。

「高齢社会における金融」を議論する上でのキーワードの一つとなっているのが、「金融ジェロントロジー（金融老年学）」である。これは、認知科学や老年学と金融研究とを組み合わせた研究領域である。伝統的な経済学では、合理的な個人がさまざまな情報を踏まえた上で効用を最大化する行動を合理的に選択することを前提にしてきた。一方で、金融ジェロントロジーはその前提に疑問を投げかけ、認知能力の低下により合理的な意思決定をすることが難しい個人の存在を前提に、金融行動や経済社会に与える影響を分析している。

本稿では、高齢者が直面しうる「認知能力の低下リスク」に焦点を当て、高齢社会における金融とその対応について検討する。2節において、金融ジェロントロジー研究を踏まえつつ認知能力の低下が高齢者の金融行動や経済社会全体に与える影響について整理する。3節では、国内外での取り組みを紹介しつつ、高齢社会における金融のあり方を考える上での手がかりを探る。

2. 認知能力の低下が高齢者の金融行動に与える影響

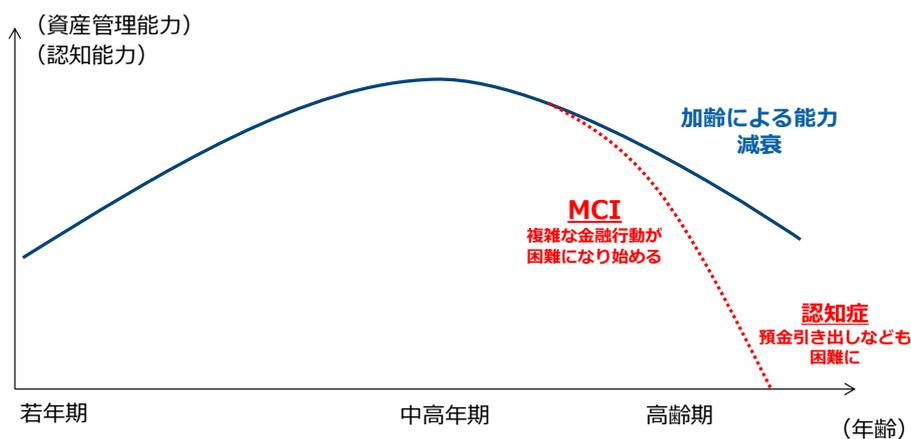
老年学では、認知能力を「結晶性知能」と「流動性知能」の2種類に分けて説明することがある。「結晶性知能」は蓄積した学習や経験を活かす能力などを指し、「流動性知能」は新しいことの学習や新しい環境に適応するために必要な問題解決能力を指す。金融ジェロントロジー研究でしばしば指摘されることは、「結晶性知能」は加齢とともに高まる一方で、「流動性知能」は低下するということである。ただし、「結晶性知能」は、加齢による増加幅が中高年期以降には逡減するといわれる。そのため、「流動性知能」が低下してもそれを上回る「結晶性知能」の蓄積により、両者を総合することで推定される認知能力は中高年期までは高まるが、それ以降は低下していくといわれている。同様に、資産管理能力についても中高年期をピークに低下すると指摘されている（図表1）。

加齢による認知能力や資産管理能力の低下をさらに加速させるのが、認知症である。認知症有病者数は2015年時点で約550万人、65歳以上人口に占める有病者数を表す認知症の有病率は約16%と推計されており、今後も増加・上昇が予想されている（二宮、2015）。認知症の原因の一つとされる糖尿病の有病率が上昇した場合、2035年には65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症になると推計されており、認知症の方のための金融商品や金融サービスが今まで以上に求

められるだろう。

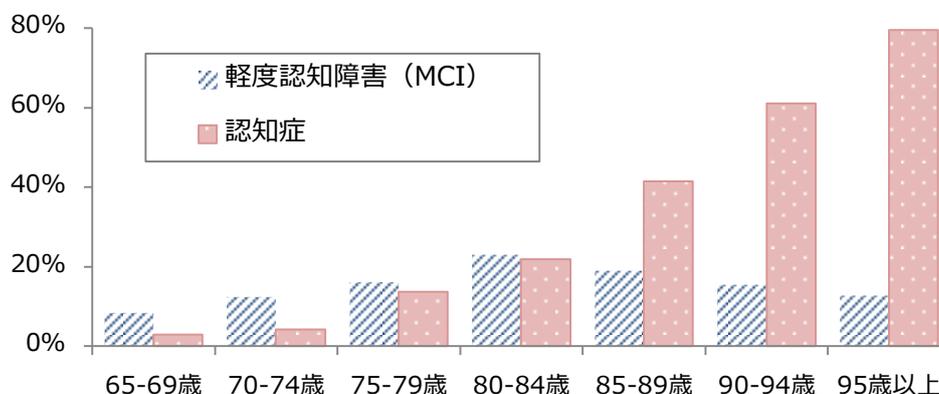
また、「認知症の一手前」の状態である軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）も資産管理能力に影響を与える。MCIは、記憶障害が生じるなど加齢による影響以上に認知能力の低下が見られるものの、日常生活への支障は大きくなく認知症とまでは言えない状態である。金融・経済活動の面では、日常の買い物や預金の引き出しなどの基本的な金融行動はある程度可能だが、金融商品の概念理解など複雑な金融行動は困難になり始める。MCIの有病者数は認知症有病者数と同程度存在すると考えられており、朝田（2013）の推計では、2010年時点でMCIの有病者数は約400万人、有病率は13%と推定されている。二宮（2015）の推計と合わせると、65歳以上の高齢者の約3割が、認知症もしくはMCIの有病者ということになる。また、年齢階層別で見ると、85歳未満の年齢階層では認知症よりもMCIの有病率が相対的に高いと推計されている（図表2）。認知症だけでなく、MCIの有病者の認知能力と金融行動の関係に対する理解を深めることも重要だと思われる。

図表1 資産管理能力・認知能力と年齢の関係



（出所）Agarwal et al. (2009)などを参考に大和総研作成

図表2 年齢階層別 認知症・軽度認知障害（MCI）の有病率



（注）2010年時点における推計値。

（出所）朝田（2013）より大和総研作成

認知能力の低下と金融行動・金融態度

認知能力の低下は金融行動にどのような影響を与えるのだろうか。これを探るため、両者の関係についての研究が進む海外の研究を主に参照する。まず、資産選択行動については、認知能力が低い家計ほど、株式を保有しない傾向があることが確認されている (Kim et al, 2012)。また、高齢になると、リスク回避度が上昇することが確認されている。ただし、加齢自体がリスク回避度を上昇させることに加えて、銘柄選定や金融商品の理解などリスク資産を保有する上で必要な情報収集・情報処理能力が低下することを通じてリスク回避度が上昇している、という指摘もある (Bonsang and Dohmen, 2015)。さらに、認知能力の低い投資家は高い投資家比べて運用成績が低く、保有資産の規模が大きくなるほど、両者の運用成績の格差は大きくなるということを示した研究もある (Korniotis and Kumar, 2007)。

一方で、認知能力が低下すると、金融リテラシーの水準や自身の金融知識に対する自信は低下するが、自身の資産管理能力に対する自信は低下しないことが指摘されている (Gamble et al, 2013)。また、認知能力の低下に伴い、金融に関する意思決定に際して家族など他の人に助けを求める割合は上昇するものの、他の人に助けを求めない高齢者も一定程度存在することが分かっている。

さらに、認知症ではない高齢者の中でも、認知能力や金融リテラシーが低い人ほど、それ以外の人に比べて詐欺に遭いやすいという実証研究もある (James et al, 2014)。日本においても、振り込め詐欺の認知件数が近年増加傾向にあるが、認知能力が低下したものの自身の資産管理能力に対する自信が低下していない高齢者や金融リテラシーの低い高齢者が金融詐欺のターゲットとなっている可能性がある。

引退後の資産をいかに取り崩すか、ということも高齢者が直面する金融課題の一つだろうが、高齢者にとっては非常に難しい問題かもしれない。自分の寿命も読みにくい上に、取り崩し額や頻度、引退後の資産管理のための金融商品・サービスの選定といった複雑な意思決定は認知能力が低下する中では容易ではないためである。

認知症により生じる金融問題

上記に加え、高齢者が認知症となった際に、高齢者とその家族は深刻な問題に直面する。例えば、高齢者の日々の生活や一時的な支出のために家族等が高齢者の名義の預貯金を引き出そうとしても、通常は本人の意思確認ができないと引き出すことができない。また、不動産などの資産の処分なども本人が認知症となると難しい。

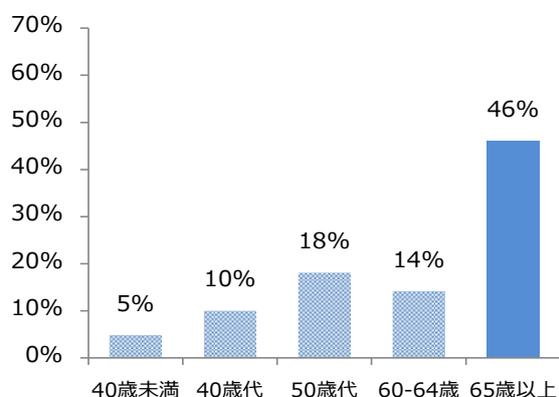
これらの問題への対応策の一つとして、成年後見制度の利用が挙げられる。この制度は、認知症などで判断能力を欠く状態にある人が不利益を被らないよう、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが財産管理などを支援する仕組みである。2017 年末時点での同制度の利用者数は約 21 万人であり、利用者数は近年増加傾向にあるが、認知症有病者数と比べると著しく少ない。背景には、手続きが煩雑なことや第三者が後見人として選定された場合に負担すべき報

酬の高さなどが指摘されている。

金融機関の現場にとっても認知能力に疑義のある利用者への対応は課題となっていると思われる。例えば、「尋ねられたことを何度説明しても理解してくれない」「通帳や書類の再発行を繰り返し依頼してくる」など高齢者への窓口対応で苦慮することも少なくないようである（成本、2017）。

経済全体に与える影響も小さくないと思われる。わが国の金融資産は高齢者に偏在しており、筆者の推計では、世帯主が65歳以上の高齢世帯により金融資産総額の半分近くが保有されている（図表3）。金融資産の中でも有価証券に限定すると、世帯主が65歳以上の高齢世帯は全体の60%超を保有していると推計できる（図表4）。高齢者に偏在する資産のうち、認知症や認知能力の低下した高齢者に保有される資産は少なくないと推測され、資産の滞留は金融機関だけでなく経済全体にとってもリスクマネーの供給がされにくくなるという意味で課題となりうる。また、政府は消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点などから、教育資金の一括贈与の非課税制度などを創設・拡充してきているが、認知症の有病率の上昇はこのような「資産の世代間移転」を進める上でも大きな障壁となりうる。

図表3 世帯主の年齢階級別で見た金融資産の保有割合

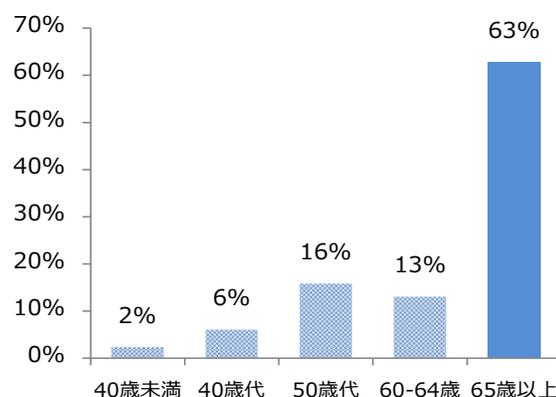


（注1）総世帯。2014年。

（注2）年齢階級別の世帯当たり貯蓄現在高に世帯数を掛け合わせることで推計。

（出所）総務省「全国消費実態調査」より大和総研推計

図表4 世帯主の年齢階級別で見た有価証券の保有割合



（注1）総世帯。2014年。

（注2）年齢階級別の世帯当たり貯蓄現在高に世帯数を掛け合わせることで推計。

（出所）総務省「全国消費実態調査」より大和総研推計

3. 「高齢社会における金融のあり方」の手がかり

このように、認知症をはじめとした認知能力の低下は高齢者個人やその家族、経済社会に大きな影響をもたらすと考えられる。これらの課題の解決に当たって、各主体による試行錯誤が続いているというのが現状だと考えられるが、「高齢社会における金融のあり方」を検討する上

での手がかりを以下で探っていきたい。

英米での最近の取り組み

ここでは、海外の事例を参照する。まず英国では、大手金融機関により、高齢者の認知能力の低下を念頭に置いた金融サービスが提供されている。例えば、パークレイズでは、過去の取引データに基づき、金融詐欺に遭いやすい高齢者の属性を分析した上で、それに該当する顧客に金融詐欺に遭わないための情報提供を行っている。さらに、利用額や利用可能な場所を制限したデビットカードも提供している。

同様に、HSBC でも認知能力の低下した高齢者向けのサービスを展開している。記憶能力が低下することから、認知能力の低下した高齢者にとってはパスワードの記憶は困難である。HSBC では電話取引サービスを行う際に、顧客の音声（声紋）を認証することで、パスワードを入力することなしに顧客を特定できるようにしている。また、口座などの取引記録を親族や近親者など指定された第三者へ通知することや ATM の引き出し額の制限も行えるようにしている。ロイズでも PIN コード（暗証番号）を入力する代わりに本人のサインで決済できるカードを発行するなど、認知症の方にやさしい金融サービスの提供に取り組んでいる。

米国でも、リスク資産の保有に積極的だったベビーブーマー（1946～64 年生まれ）が退職世代となってきたことや、日本と同様に認知症や MCI となる高齢者が少なくないことから、「高齢社会における金融のあり方」についての関心が高まっている。

高齢者向けの金融商品として、資産取り崩しの局面において計画的な分配率を設けること等により予見可能な払い出しを目指す投資信託や、終身給付保証機能が付加されたターゲット・イヤヤー・ファンドなどが提供されている（野村、2013）。また、退職時などに年金保険料を一時払いで支払っておき、20 年間などの据置期間を経過したのちに年金の支払いを受け始める長寿年金も生命保険会社により提供されている（松岡、2016）。IRA や 401(k) などの確定拠出年金プランにおいて長寿年金を購入しやすくするために、2014 年に税務取扱いルールが改正されたが、長寿年金の流動性の低さや将来のことよりも現在のことを過剰に重視してしまう（現在バイアス）といった行動経済学的な理由などにより、幅広い普及にまでは至っていないようである。このように長寿年金を含む終身年金に有用性があると思われる一方で、普及率が低いことは終身年金パズル（Annuity Puzzle）と呼ばれている。

最近では、フィラデルフィア連銀が 2017 年 11 月に高齢者のための経済社会システムについてさまざまな関係者を巻き込んだ“Aging, Cognition, and Financial Health”というカンファレンスを開催した。本稿の 2 節で触れたような認知能力の低下が高齢者にもたらす影響や、認知能力の低下した高齢者の金融ニーズ、金融機関の取り組み事例などがテーマとして扱われた。それだけでなく、高齢投資家の保護のために医療機関や政府と金融機関の間でどのように

情報共有・連携をすべきか議論がなされた¹。

このカンファレンスの中では、テクノロジーの活用も取り上げられている。例えば、ある FinTech 企業では銀行口座やクレジットカード、証券口座などを、機械学習を用いて分析し、取引における異常を検知した際に、本人や本人の近親者、専門家に通知するシステムを開発している。このようなシステムは金融詐欺を防ぐだけでなく、症状の深刻化を防ぐために重要である認知症の早期発見にも寄与すると考えられる。

また、米国の証券会社の自主規制機関である FINRA (Financial Industry Regulatory Authority) は、2018 年 2 月から口座開設時や口座登録情報の更新時に、本人の信頼できる人の名前・連絡先を得ることに努めることを FINRA のメンバーである金融機関に求めている²。自主規制の導入開始前は米国の金融機関が顧客の近親者の情報を取得しないケースが多かったようだが、この自主規制を機に、顧客の近親者とともに顧客の投資目標やリスク許容度について対話できると好意的にとらえる金融機関もある (Santucci.L, 2018)。

日本における高齢者向けの金融商品・サービス

<金融商品>

日本でも、高齢者向けの金融商品やサービスが提供されている。このうち、金融商品としてしばしば取り上げられるのが遺言代用信託である。これは、委託者が受託者（信託会社）と生前に信託契約を締結し、委託者が生存している間は自身のために財産を管理・運用し、委託者の死後は親族などに資産を引き継ぐことをあらかじめ決めておく信託である。成年後見制度と比べると、家庭裁判所などの外部からの監督や財産管理上の制約が相対的に小さく、本人の認知能力の低下から亡くなるまでの財産管理と死亡後の財産の分配先指定をすることもでき、より柔軟性がある仕組みととらえることもできる (宮田, 2018)。遺言代用信託の受託件数 (累計) は、2017 年度末時点で約 16 万件まで増加している (図表 5)。代理店として遺言代用信託を提供する地域銀行や信託業務の本体参入により遺言代用信託の提供を積極化する地域銀行が近年増加しており、普及が期待されている。

後見制度支援信託も、認知症の方の預貯金等の管理手段として用いられている。後見制度により支援を受ける高齢者などの財産のうち、日常的な生活資金を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みである。受託件数・受託残高ともに増加傾向にあるものの、2017 年 4 月時点で後見制度支援信託を提供しているのは信託銀行が 3 行、都市銀行 1 行と地銀 2 行であり、取扱金融機関が都市部に集中しているという課題がある (田

¹ 詳細は、下記リンク (当日の議題) を参照。

<https://philadelphiafed.org/-/media/consumer-finance-institute/events/2017/aging/agenda.pdf>

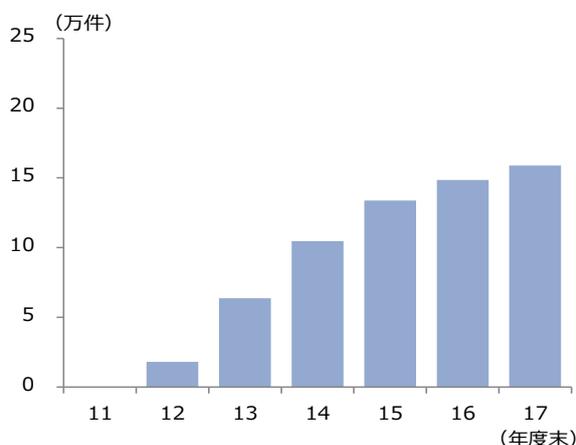
² FINRA “New FINRA Rules Take Effect to Protect Seniors and Vulnerable Adults from Financial Exploitation”
<http://www.finra.org/newsroom/2018/new-finra-rules-take-effect-protect-seniors-financial-exploitation>

口、2018)³。一方で、後見制度支援信託より最低受託額が小さく、家庭裁判所の下承に基づき口座開設や出金等ができる「後見制度支援預金」を提供する地方銀行や信用金庫が増えてきている。

また、信託商品の中でも、資産の世代間移転を促進する手段として、贈与税の非課税措置を利用した暦年贈与信託、教育資金贈与信託、結婚・子育て支援信託などが挙げられる。例えば、教育資金贈与信託は孫などへの授業料等の教育資金として祖父母などが信託銀行等に金銭を信託した際に贈与税の非課税制度を活用できる信託である。制度導入後に契約数や信託財産設定額の増加が目立っており、2017年度末には契約数は約19万件、信託財産設定額は約1.4兆円となっている（図表6）。

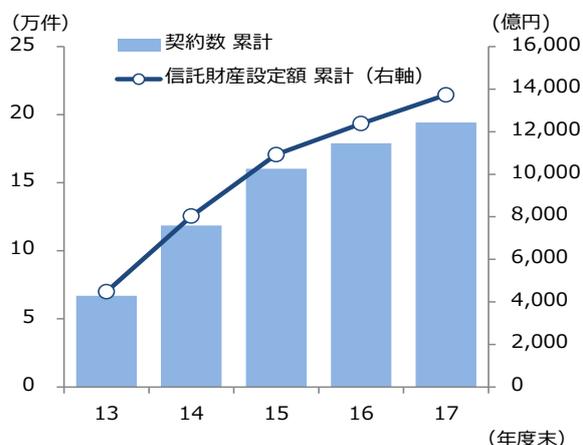
公的年金の持続可能性が懸念される中で、「トンチン年金（Tontine Annuity）」といった私的年金における終身年金の活用も「長生きリスク」の顕在化による資産の枯渇を回避する手段として有効と考えられる。「トンチン年金」とは、年金保険の加入者が亡くなった際に遺族に対して保険金などを支払わない、もしくは解約返戻金・死亡返戻金の支払いを抑え、その代わりに確保した年金額を生きている加入者に配分する仕組みである。そのため、加入者は長生きするほど多くの年金を受け取れるため、「長生きリスク」の回避に寄与する商品といえる。生命保険会社からも、2016年以降、「トンチン年金」の性質を有した年金保険商品が提供されている。

図表5 遺言代用信託の受託件数（累計）



（出所）信託協会より大和総研作成

図表6 教育資金贈与信託の契約数・信託財産設定額（累計）



（出所）信託協会より大和総研作成

しかし、「トンチン年金」を含む終身年金の普及率は日本でも高くない。例えば、生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」によると、個人年金保険の世帯加入率は約20%であるが、そのうち終身年金の加入率は世帯主が約15%、配偶者が約12%である。

³ 東京家庭裁判所「後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧（H29.4.3現在）」
http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/290403kinyukikan-ichiran.pdf

むしろ、10年間などの給付期間が定められている有期の個人年金保険の方が加入率は高い。

保険商品以外の金融商品として、高齢者向けの投資信託も考えられる。例えば、当初元本の一定割合（例えば90%など）の最低保証価額を設ける「損失限定型」の投資信託が存在する。退職金を運用に充てる場合は、投資開始直後に投資パフォーマンスが悪化した際の損失は非常に大きく、資産の枯渇リスクが生じる。「損失限定型」の投資信託はそのリスクを一定程度回避しつつ運用収益を確保したいというニーズに応えるものかもしれない。また、先に紹介した、米国で提供されている予見可能な払い出しを目指す投資信託に類似した商品も国内で登場している。分配金の目安があらかじめ提示されている投資信託であり、無計画な資産の取り崩しに伴う資産枯渇の回避を促す商品といえるかもしれない。

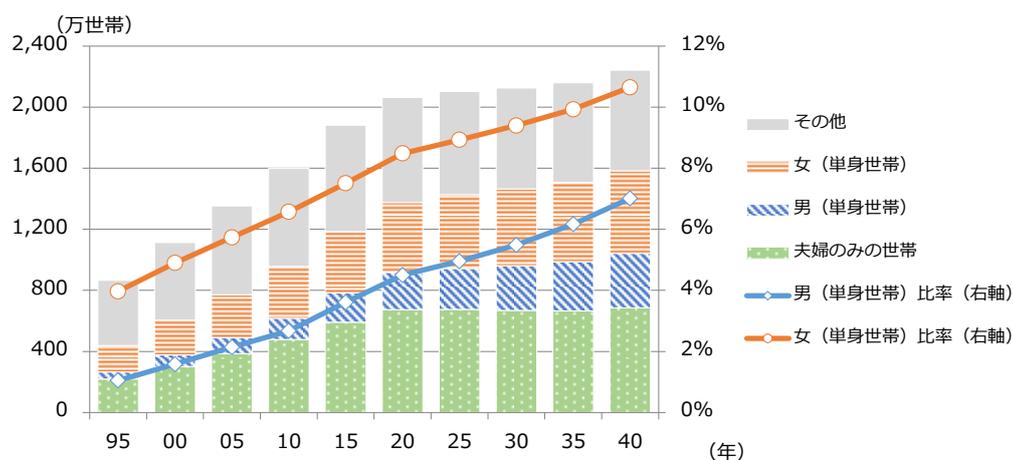
ラップ口座などによる運用サービスも、認知能力の低下した高齢者が誤った投資判断を行うことや、認知症になり資産運用や資産管理に携われなくなることを回避するために有効かもしれない。ラップ口座の件数・残高は2018年3月末時点で71.7万件・8.0兆円であり、件数・残高ともに増加が続いている。また、大手証券会社では、預かり資産から指定した人に対して生前贈与できる仕組みや信託の機能を組み込んだラップ口座も提供されている。

<金融サービス>

これらの金融商品の提供を進めるにあたっては、高齢顧客だけでなく、高齢顧客の近親者とコミュニケーションを図ることがまずは重要かもしれない。高齢顧客の近親者とのリレーションを構築することで、円滑な資産の世代間移転も可能となりうるためである。そして、これは高齢顧客に身近だと考えられる地域金融機関にとって、特に取り組むべきことかもしれない。地方銀行・第二地銀や信用金庫・信用組合は他の業態に比べて相続時の預金などの資産の歩留まり率が低いと推測されるためである。野尻（2017）の相続人に対するアンケート調査によると、歩留まりしなかった資産は都市銀行などに流出している可能性が高い。将来の相続人の情報把握や関係構築、各種金融商品の提案により、このような資産の流出を防ぐことができるかもしれない。

また、単身の高齢者へどのような金融サービスを提供すべきか、ということも検討課題となりうる。総務省「国勢調査」によると、65歳以上が世帯主である高齢者世帯数は2000年から2015年に約1.7倍の1,880万世帯まで増加している。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、高齢者世帯数は今後も増加が続くと予想されているが、2020年以降は高齢夫婦世帯の増加よりも、高齢単身世帯の増加がより顕著である（図表7）。また、当該推計によると、高齢者世帯以外も含めた総世帯に占める高齢単身世帯の比率も上昇が続き、2040年には男性・女性の高齢単身世帯比率がそれぞれ7.0%、10.6%まで到達する。言い換えると、5~6世帯に1世帯が高齢単身世帯となる。単身の高齢者は、家族からの日常的な金融面でのサポートをえることが困難であるケースが多いと予想され、金融機関からのサービスの潜在ニーズが高まるかもしれない。例えば、クレジットカード会社は地域銀行と連携し、高齢者がデビットカードを利用した際に、家族や親類へメールを自動配信するサービスなども出てきている。

図表7 世帯構造別 高齢者世帯数の推移・推計



(注1) 「男(単身世帯)比率」「女(単身世帯)比率」の分母はそれぞれ総世帯数。

(注2) 2020年以降は推計値。

(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2018年推計)より大和総研作成

まとめ

本稿では、認知能力の低下が高齢者自身の金融行動や経済社会に与える影響を確認した上で、国内外での金融商品・金融サービスの取り組みなどをやや網羅的に概観した。高齢者の認知能力の低下がもたらすさまざまな課題に対して、多様なアプローチが見られる。ただ、何より重要なのは、高齢者が認知症に至る前に金融機関がコンタクトを取り、家族への資産の移転や資産選択、取り崩しなどの資産管理計画の策定を促すことかもしれない。意思決定能力に疑義が生じてしまうと、資産管理において取りうる選択肢が限られてしまうためである。その上で、それぞれの地域の高齢者のニーズに合わせた金融商品・金融サービスの提供をすることが望ましいと思われる。いずれにせよ、認知能力の低下が高齢者の金融行動や経済全体に与える影響について、今後もより深い理解や対応が求められるだろう。

<参考文献>

- Agarwal, S., J. Driscoll, X. Gabaix, and D. Laibson (2009), “The Age of Reason: Financial Decisions over the Life-Cycle with Implications for Regulation”, *Brookings Papers on Economic Activity* 2:51-117.
- Bonsang, E., and T. Dohmen (2015), “Risk attitude and cognitive aging”, *Journal of Economic Behavior and Organization*, Vol.112. pp.112-126
- Gamble, K., P. Boyle, L. Yu, and D. Bennett (2013), “Aging, Financial Literacy, and Fraud”, *Netspar Discussion Papers*, November 2013
- James, B.D, Patricia A. Boyle, and David A. Bennett (2014), “Correlates of susceptibility to scams in older adults without dementia”, *Journal of Elder Abuse & Neglect* 26(2):107-22
- Kim, E., S. D. Hanna, S. Chatterjee, S. Lindamood (2012), “Who Among the Elderly Owns Stocks? The Role of Cognitive Ability and Bequest Motive”, *Journal of Family and Economic Issues*, Vol.33. pp 338-352
- Korniotis, G., A. Kumar (2007), “Does Investment Skill Decline due to Cognitive Aging or Improve with Experience? ”, *Social Sciences Research Network*
- Santucci.L (2018), “CFI IN FOCUS: Addressing the Financial Well-Being of Older Adults”, *Federal Reserve Bank of Philadelphia*
- 朝田隆 (2013)「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」、厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業
- 清家篤 (2017)『金融ジェロントロジー』、東洋経済新報社
- 田口さつき (2018)「金融機関に求められる認知症対策」『月刊金融ジャーナル』2018年7月号、金融ジャーナル社
- 成本迅 (2017)『実践! 認知症の人にやさしい金融ガイド 多職種連携から高齢者への対応を学ぶ』、クリエイツかもがわ
- 二宮利治 (2015)「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」、厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業
- 野尻哲史 (2017)「相続に伴う資産、世代、地域、金融機関間の資金移動」、フィデリティ退職・投資教育研究所
- 野村亜紀子 (2013)「試行錯誤が続く米国のリタイアメント・インカム確保策」『野村資本市場クォーターリー』2013年冬号、野村資本市場研究所
- 松岡博司 (2016)「米国『長寿年金』の動向」、ニッセイ基礎研究所
- 宮田浩志 (2018)「資産管理・継承における家族信託の利点」『月刊金融ジャーナル』2018年7月号、金融ジャーナル社